



兵労発基 0821 第 1 号  
令和 6 年 8 月 21 日

兵庫地方最低賃金審議会  
会 長 梅 野 巨 利 殿

兵 庫 労 働 局 長  
赤 松 俊 彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、兵庫県労働組合総連合、兵庫県私立学校教職員組合連合、兵庫私学労働組合、兵庫労連・神戸地域労働組合、全日本放送受信料労働組合兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部、郵政産業労働者ユニオン西宮支部、郵政ユニオン神戸中央支部、郵政産業労働者ユニオン灘支部、全日本建設交運一般労働組合兵庫県本部、全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部、JMITU 兵庫地方本部、JMITU 通信産業本部兵庫支部、西播地域労働組合総連合、自立労働組合連合不道家神戸労働組合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。